

〔研究資料〕

全連邦および加盟共和国の 工業企業合同体についての総規程

1973年3月2日、ソ連邦閣僚会議決定

白井 瑛一 訳

第1章 総 則

第1条 全連邦のもしくは加盟共和国の工業企業体は単一の生産的⁽¹⁾ = 経済的総合体である。それは、工業企業、科学研究組織、建設組織、設計組織、技術組織、およびその他の諸企業と諸組織とからなる。諸生産企業合同体と諸コンビナートは、全連邦工業企業合同体もしくは加盟共和国工業企業合同体に加入することができる。

企業合同体の管理部は、次のことについて責任を負っている。すなわち、生産的 = 経済的総合体の発展、科学技術上の進歩、生産の技術水準、出荷された製品の質、当該種類の製品が国民経済と住民の必要をより十分に満たすこと、投資の効率的利用、新しい生産施設を稼働しその利用を習得すること、建設費の予算額と財政原則を遵守すること、また同じく、国家計画の遂行と国庫にたいする義務を履行すること。

第2条 集権的な計画的指導を企業合同体、諸企業と諸組織の経済上の自主性とイニシアチブとに正しく結びつけた上で、国民経済、企業合同体および企業合同体を構成する諸企業と諸組織の利益を守ることにもとづいて、企業合同体の活動は打ちたてられる。

企業合同体はホズラスチョートにもとづいて活動し、下記の諸費用を含む、

製品の生産のための費用の完全な補填を保証する。すなわち、企画＝設計および科学＝研究の作業のための費用、新しい製造および新しいプロセスの完全な習得のための費用（さだめられた手続きによって上級機関または国庫の資金の支出によってまかなわれる科学研究作業および実験＝設計作業を除く）、管理機関の維持のための費用。

国庫および銀行にたいする支払い、企業合同体の発展、諸ファンドと諸予備の形成のために必要な、またその諸目的のために必要な利潤の獲得を同様に保証する。

価格形成原則を厳密に守る際には、製品の生産のための費用を完全に補填すること、ならびに、利潤を入手することが保証されなければならない。

必要な場合には、定められた手続きで、企業合同体に投資が分与される。

第3条 本総規程は、ソ連邦の省（官庁）加盟共和国政府、加盟共和国の省（官庁）にそれぞれ属する全連邦のおよび加盟共和国の企業合同体に適用され、同様に、石炭コンビナートに適用される。

第4条 企業合同体の主要な任務は次の通りである。

生産の発展と一層の改善、当該種類の製品に対する国民経済と住民の必要のより一層の充足、適正な計画の作成、生産・利潤およびその他の国家指標にもとづく課題の遂行、国家的諸原則を遵守すること。

技術的進歩を確保すること、科学上＝技術上の、ならびに先進的な経験の成果を広汎に利用すること、新技術にかんする作業の計画化を組織すること。

質の高い製品を生産すること、その技術的＝経済的指標の点で、より高い国内産または外国産の型の製品ないしは、それらを凌駕し、需要者の要求に応える新しい製品の生産を完全に自分のものにする。

生産的＝経済的総合体全体の計画的な、つり合いのとれた発展を保証し、生産の集中化、専門化、協同化とコンビネーション化、内部余力を最大限に利用することにもとづいて労働生産性を増大し生産の効率を出来るだけ高めること、生産を全面的に集約すること。また同じく、原料を総合的に利用すること。

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

と、製品の原価を組織的に低くすること。および生産の収益率を上昇させること。

投資を合理的に利用し、効率を高めること、建設の工期を短縮し、建設費を低下させること、生産諸力を適宜に稼働させ、完全に利用すること。

締結された契約（出荷命令書の執行に対して責任を負わされている）と外国貿易機関の発注＝指令にしたがって、定められた量、納入期、品目（アソートメントの中での⁽²⁾）についての約定を企業合同体を構成している諸企業と諸組織が遂行することを保証すること。

計画と管理を改善すること、労働と生産の科学的組織化に着手すること、企業合同体を構成している諸企業と諸組織を管理することにおいて経済的方法の役割を高めること。

社会主義競争の全面的な発展を確保し、生産管理への労働者の広範な参加を保証すること。企業合同体を構成している諸企業と諸組織の従業員集団の社会的集団生活の発展⁽³⁾についての措置を実行すること。

働き手の文化＝生活上の諸条件および住宅諸条件を一層改善すること。よりよい、より安全な労働条件をつくること。

第5条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織を指導し、それらにたいしては上級機関として登場する。管理部は、経済上の活動を実施し、独自のバランスを有し、ホズラスチョート原則で行動し、その活動と関連した諸権利と諸義務とを有し、法人である。

第6条 企業合同体は、生産の効率を上昇させる目的で、統一した技術政策を実施し、個々の生産的＝経済的機能（科学＝研究上の作業、設計作業およびその他の作業）のすべてをまたはその一部分を集中して遂行する。

それらの諸機能は企業合同体の管理部に、企業合同体に属する稼働中の諸企業と諸組織の管理部に、または、特別にそれらの目的のためにつくられている諸企業と諸組織に集中して遂行することをまかせることができる。

生産的＝経済的活動を集中して遂行することをまかされている企業合同体、

企業および組織の管理部は、企業合同体を構成している他の諸企業と諸組織にたいして、現行法規ないしは、締結された契約で予定されていたことを理由として、それと関連した約定の未遂行もしくは不適当な遂行について財産上の責任を負う。

企業合同体の管理部は、生産的 = 経済的機能を集中的に遂行するに際して、必要な場合には、諸企業・諸組織と企業合同体の管理部との間の約定発生の根拠となる条例と規則とを決定することができる。また、もしも、このような約定の発生の根拠となる条例と規則が現行法規で予定されていないならば、それらの約定の未遂行もしくは不適当な遂行についての責任（違約金・科料・罰金を含む）を定めることができる。

第7条 法人である諸企業と諸組織は企業合同体を構成する。

社会主義国有生産企業についての規程ないしは当該種類の諸企業と諸組織についての定められた手続きによって承認されたその他の規程が適用されるその企業合同体を構成している諸企業と諸組織は、本総規程およびソ連邦政府のその他の諸決定によって予め定められていない場合は、社会主義国有生産企業についての規程、ないしは当該種類の諸企業と諸組織についての定められた手続きによって承認されたその他の規程によって指導される。

社会主義国有生産企業についての規程、ないしは当該種類の諸企業と諸組織についての定められた手続きによって承認されたその他の規程が適用されないその企業合同体を構成している諸企業と諸組織は企業合同体の管理部によって承認された、それらについての諸規程にもとづいて行動する。

第8条 企業合同体の管理部は、企業合同体の指導についてのすべての諸問題を検討し、決定する場合に協議方式と単一支配との結合にもとづいて活動をおこなう。その際に、彼にまかされた活動領域における活動状況にたいして職務上の地位の者が負う責任を明確に定める。

企業合同体を構成している諸企業と諸組織の社会的組織と集団員は、国家計画の達成を保証することについての措置の、企業合同体の生産的 = 経済的活動

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

の進展と一層の改善についての措置の、企業間の社会主義競争と相互援助を組織することについての措置の、およびその働き手の労働と生活の改善についての措置の検討と実行に広範に参加する。

企業合同体の管理部は、関係労働組合と共同で定期的に生産 = 技術上の、また経済上の協議をおこない、活動者の会議を開催し、そこにおいて企業合同体全体としての、また企業合同体を構成している諸企業と諸組織の活動と発展の諸問題についての討論がおこなわれる。

第9条 企業合同体には全連邦企業合同体または加盟共和国企業合同体がある。

全連邦企業合同体はソ連邦の省（官庁）に属する。

加盟共和国企業合同体は連邦・共和国省（官庁）もしくは共和国省（官庁）に属する。個々の場合、加盟共和国企業合同体は加盟共和国閣僚会議に属することもありうる。

第10条 全連邦企業合同体は、ソ連邦の省（官庁）によって、工業の部門別管理の一般的図式に合わせて、かつ、関係加盟共和国の閣僚会議の賛成を得て創設される。加盟共和国の連邦・共和国省（官庁）に属する加盟共和国企業合同体はソ連邦の関係省（官庁）の賛成を得て、加盟共和国の閣僚会議によって創設される。

加盟共和国の閣僚会議に属する、また加盟共和国の共和国省（官庁）に属する企業合同体は、加盟共和国閣僚会議によって創設される。

第11条 企業合同体に加入していない諸企業（そのなかには他の省や官庁に属する企業も入るが）によってつくられる製品が生産される際には、その生産において先導的である全連邦企業合同体と加盟共和国企業合同体は、その製品の生産計画の作成に参加する、同じようにして、その技術水準と質の一層の改善に関連する諸方策の作成にも参加する。

第12条 企業合同体の管理部は、上級機関の許可を得て、賃金ファンド総額とその企業合同体全体にかかわる管理機関の維持のための支出割当の範囲内

で、以下の使命をもつ諸企業と諸組織（諸企業と諸組織の創設について特別の手続きが定められている場合は除く）を新しく創設し、稼働中の諸企業と諸組織を再編成することができる。

製品の需要者のための、もしくは需要者に対するサービスのための作業（組立・調整・修理・その他の作業およびサービス）。企業合同体の諸企業と諸組織の集中的なサービスの提供（設備・建物・道具の修理・修復、器具・綱具・予備部品・集合機械・その他の構成部品および袋の準備、科学的研究の実施、労働の科学的組織化の導入についての作業の遂行、計算・設計・輸送業務およびその他の作業）。

このような諸企業と諸組織は、個々の機能を集中的に遂行するのにあてられる資金源によって、また生産発展の集中ファンドによって、指示された手続きで、分担原則にしたがって創設される。

第13条 企業合同体を構成している諸企業と諸組織の活動と関連した課題と指令は、現行の法律によって予め規定されている場合を除いて、企業合同体の管理部のみが上級機関から与えられる。

第14条 企業合同体はその活動に際して、ソ連邦および加盟共和国の法律、本総規程、その企業合同体についての規程、同じくその他の基準的規定によって指導されるし、社会主義的諸法規ならびに国家的法律はこれを厳守する。

企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の権利を守ることを義務づけられている。

第15条 企業合同体には、人民的統制の諸グループおよび諸ポストが形成される。企業合同体の管理部は、それらが活動する際には、それらに全面的な援助を与え、それらの提案を検討しなければならない。

第2章 企業合同体の指導

第16条 単一責任制にもとづいて活動している企業合同体の長官によって指

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

揮される企業合同体の管理部が企業合同体の指導をおこなう。

第17条 企業合同体の長官は上級機関によってその職に任命され、またその職から解任される。

企業合同体の長官は企業合同体の全活動を組織し、その活動について全責任を負う。

第18条 企業合同体の長官は、すべての企業において、また諸組織、諸機関において企業合同体の利益を代表し、現行諸法規、本総規程および、その企業合同体にかんする規則にしたがって企業合同体の管理部に定着せしめられた財産を管理し、契約を締結し、委任状を与え（そのなかには法律上の委任権を第三者に移すことも含む）、銀行に決済口座その他の口座を開く。

企業合同体の長官は、その権限内において命令と指令を発し、企業合同体の管理部の働き手を仕事につけたり、やめさせたりするし、同様に、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の働き手を定められた職種にしたがって仕事につけたり、やめさせたりするし、それらの働き手にたいして報奨する措置を講じ、また罰金を課する。

企業合同体の長官は、命令を変更し、または、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の指導者の命令が、現行法、本総規程、その企業合同体にかんする規程およびその他の基準的規定と矛盾する場合には、それらの命令を変更するための強制的な指示を発する。

第19条 企業合同体の次長、主要な構成各部の指導者、会計主任、法規部長（法律主任）および企業合同体を構成している諸企業と諸組織の指導者と働き手は上級機関によって任命され、解任される。

第20条 企業合同体の次長の権限および企業合同体の他の指導的な働き手の権限は、企業合同体の長官によって決定される。

企業合同体の次長はその権限の範囲内で、他の諸企業、諸施設、諸組織において、委任状なしで企業合同体の利益を代表して経済上の業務を完全におこない、契約を結ぶ、また同様に、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の管

理部の働き手に委任状を与える。

第21条 企業合同体の管理部の維持費の額は、予算によって決められる。予定された支出予算は、生産的＝経済的諸機能を集中的に実施することによって企業合同体の管理部が受けとる収入によってまかなわれる。また、同じようにして、生産される製品（遂行される作業、供与されるサービス）の原価につけ加えられる諸企業と諸組織の控除によってまかなわれる。

企業合同体の管理部の維持のための支出予算（賃金ファンドを分離した）は上級機関によってこれらの目的のために決められた支出割当総額の範囲内で、企業合同体の長官によって承認され、修正される。

第22条 企業合同体の管理部の構造と定員数は、上級機関によって決められる。企業合同体の管理部の構成上の部と課は、企業合同体の長官によって決められる。

企業合同体の管理部の働き手の職務給は、現行の職務給にしたがって、また、職務俸給表の平均俸給で計算された企業合同体の管理部の賃金ファンドの限度内で企業合同体の長官によって決定される。

第23条 企業合同体の管理部が、個々の生産的＝経済的機能を集中的に遂行するに際して、それらの諸機能を遂行するのに必要な企業合同体の管理部の働き手の数、賃金ファンドおよび企業合同体の管理部を維持するための総支出額は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織と協議の上で、管理機関を維持するための支出割当の総額と企業合同体全体としての賃金ファンドの限度内で、またそれから支出する方法に依拠して、企業合同体の長官によって決定される。

第24条 企業合同体の利益と、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の利益とを結合する目的で、また、その企業合同体全体としての生産的＝経済的活動の成果にたいして責任を高める目的で、企業長会議がつくられる。

第25条 企業長会議には、企業合同体の長官、次長、生産企業合同体とコンビナートの総支配人、企業長（管理者・支配人）および企業合同体を構成して

いる諸組織の指導者が参加する。

企業長会議の議長は、企業合同体の長官である。必要な場合には、企業長会議の活動に、企業合同体の専門家、指導的働き手、生産の先導者およびその他の諸組織と諸施設の代表者が参加する。

第26条 企業長会議は次の事項を検討する。

全体としての企業合同体の将来および現在の発展の計画案。

企業合同体および企業合同体を構成している諸企業と諸組織の生産的 = 経済的活動についての報告。

技術的進歩、製品の質の向上を確保することの諸問題、同じく標準化を確保することの諸問題。

諸企業と諸組織の専門化と協業化を確保することを目指し、生産施設・原料資源・労働力資源・財政資金の効果的な利用を目指し、企業合同体の組織構造の一層の改善を目指す組織的 = 技術的な諸措置をおこなう計画案。

企業合同体と供給・販売の諸機関およびホズラスチョートで運営をしている他の諸企業合同体との経済的結びつきを組織することの諸問題。

国民経済と住民にとって必要な製品の量と品目（アソートメント）⁽⁸⁾の生産と供給の組織化を目指す契約制度の諸問題。

労働生産性の増大、生産費の削減、および国民経済と住民の製品に対する必要をより一層みだすことの必要性とを考慮して、企業合同体によって生産される製品の価格を修正する計画案。

労働と生産の科学的組織化の諸問題。管理の改善とホズラスチョートの諸問題。

要員の選択と活用の諸問題。

企業合同体を構成している諸企業と諸組織においての経済的刺激的の諸ファンドを形成するための基準案、経済的刺激的の集中諸ファンドを利用する諸問題、同じく他の諸ファンドと予備を利用する諸問題。

個々の生産的 = 経済的諸機能を企業合同体において集中的に遂行することに

ついでに諸問題、それらの諸機能を遂行するために必要な資金の額と源泉についての諸問題。

企業合団体を構成している諸企業と諸組織の従業員集団の社会的集団生活の発展の諸問題。企業合団体の活動のその他の諸問題。

第27条 企業長会議の決定は、実際には、企業合団体の長官の命令として執行される。

会議において検討された諸問題について、企業合団体の長官と企業長会議との間に意見の相違がある際には、企業合団体の長官は、そこで生じている意見の不一致を上級機関に報告して、自己の決定を実行する。企業長会議の構成員は、その次に、自己の意見を上級機関と協議することができる。

第28条 生産的 = 経済的総合体の発展の技術的 = 経済的諸課題を審議するために、国内および国外の最新の科学上の到達、重要な発明と科学的開発の成果、労働の科学的組織化と先進的実験の成果を生産に利用し、取り入れることについての諸勧告を作成するために、企業合団体には高度の資格をもった専門家、生産革新者、科学研究組織ならびに他の諸組織の代表者からなる技術 = 経済会議をつくらなければならない。

第3章 企業合団体の財産

第29条 企業合団体の財産は企業合団体を構成している諸企業と諸組織とに定着せしめられた固定資金、流動資金、固定ファンド、流動ファンドおよびその他の財産と、同じく、企業合団体の管理部に定着せしめられた固定資金、流動資金、固定ファンド、流動ファンドおよびその他の財産とからなる。

企業合団体を構成している諸企業および諸組織に定着せしめられている財産は、それらの独自のバランスに表示される。一方、企業合団体の管理部に定着せしめられている財産は管理部の独立したバランスに表示される。上述の諸バランスは企業合団体の集合バランスに含まれる。

第30条 企業合同体の管理部には、次の諸ファンドと諸予備が定着せしめられる。

生産発展の集中ファンド。

物質的刺激的集中ファンド。

社会 = 文化上の諸措置と住宅建設の集中ファンド。

科学研究ファンド。

新技術習得のファンド。

新技術の創出および導入を奨励するための集中ファンド。

輸出生産発展ファンド。

発明と合理化提案を導入することを助成するファンド。

諸企業と諸組織とに財政上の援助を与えるための予備金。

大修理にあてることが予定されている減価償却控除積立金。

諸企業と諸組織を財政的に援助するための予備金を全連邦企業合同体において形成する問題と、また一方、加盟共和国企業合同体の管理部で、諸企業と諸組織を財政的に援助するための予備金を形成し、科学研究ファンド、輸出生産発展ファンドを形成する問題は、上級機関によって決定される。

上級機関は、現行法規によってその機関のために規定されているファンドと予備の範囲内で、同様にして、その他の諸ファンドと諸予備を企業合同体がつくことを許可することができる。

第31条 経済的刺激的諸ファンド、生産発展ファンド（社会 = 文化上の諸措置および住宅建設のファンド）の額、同じくその企業合同体全体としてのこれらの諸ファンドを形成するための固定した基準は、5カ年計画の課題の承認の際に上級機関によって決定される。

企業合同体を構成している諸企業と諸組織の経済的刺激的諸ファンドの形成額と形成の固定した率は、5カ年計画の課題の承認の際に企業合同体の管理部によって決められる。

企業合同体を構成している諸企業と諸組織の物質的奨励ファンドへの固定的

な控除率は、労働組合の機関の賛成をえて、企業合同体の管理部によって承認される。

経済的刺激の集中諸ファンドの額は、ソ連邦 Gosplan 付属の計画化と経済的刺激の新しい適用についての各省連合委員会によって定められた手続きに依拠して、企業合同体の管理部によって決定される。

計画によって予定されている諸企業と諸組織の経済的刺激諸ファンドの額および経済的刺激の集中諸ファンドの額は、企業合同体にたいして定められている指標と率によって計算されたこれら諸ファンドの額を超えてはならない。

経済的刺激諸ファンドの実際額（特に利潤によってつくられた）は、企業合同体に対して定められた、これら諸ファンドへの控除の指標と率にもとづいて、その企業合同体全体によって獲得された利潤の総額の範囲内で、その企業合同体全体として定められる。

第32条 生産発展の集中ファンドの資金は、技術的進歩の確保についての、企業合同体の諸企業の専門化と協業化についての、生産の発展と労働の科学的組織化の導入についての諸措置を実行することに向けられるところの非集中的投資への融資金として利用される。また同じく、国民的需要の商品の生産を拡大するための各職場と生産的施設を建設することに向けることができる。場合によっては、その建設が、企業の再建や拡大に直接関係のない場合であっても、その企業合同体全体の活動によって規定される生産上の必要が生じ、そして生産の効率を高める場合には、そのファンドの資金によって新しい職場と新しい生産施設を建設することができる

物質的な報奨の集中諸ファンドの資金は、諸企業と諸組織の働き手が、特別に重要な課題を遂行することに対する報奨のために、それらの原因が何であるかにかかわらず、その活動の経済的指標の一時的低下と関連した個々の企業および個々の組織を物質的に報奨するファンドの不足を補充するために利用され、企業合同体において、社会主義競争の勝利者を報奨するために、また、企業合同体の活動成果について企業合同体の管理部の働き手を報奨するために、

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

また同じく、物質的援助を彼らに与えるために利用される。企業合同体の管理部の働き手の報奨のために分配される、また彼らに物質的援助を与えるために分配される資金額は、当該労働組合の機関の賛成を得て、上級機関によって承認された率にしたがって決定される。

社会 = 文化上の諸措置および住宅建設の集中ファンドは、その原因が何であるかにかかわらず、経済的指標と活動の一時的低下と関連した企業合同体を構成する個々の企業と組織の社会 = 文化上の措置と住宅建設のファンドの不足を補充するために利用され、企業合同体の管理部の働き手の生活条件と文化 = 生活上の活動とを向上させるために利用される。企業合同体の管理部の働き手の生活条件と文化 = 生活上の活動とを向上させるために配分される資金の額は、労働組合の機関の承認を得て、上級機関によって承認された率にしたがって決定される。

物質的な報奨の集中ファンドおよび社会 = 文化上の諸措置と住宅建設の集中ファンドの資金の配分は、本条で指示された方針にそって、当該労働組合の機関の賛成を得て、企業合同体の管理部によっておこなわれる。

第33条 新技術習得のファンドと新技術の創造と導入を奨励する集中ファンドは企業合同体の管理部において、関係省（官庁）によって定められた額で、当該省（官庁）の上述の諸ファンドへ、企業合同体を構成している諸企業と諸組織から繰り入れられた資金によって形成される。

企業合同体の管理部で形成される、輸出生産発展ファンドの額は、定められた手続きで企業合同体の管理部によって集中せしめられる資金の範囲内で、上級機関によって決定される。

諸企業と諸組織に財政的援助を与えるための予備金は、企業合同体の管理部において、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって現行の手続きにしたがっておこなわれている控除によってつくられる。このような場合には、これらの諸企業と諸組織は省（官庁）の上述のファンドへの控除をおこなわない。

大修理にあてることが予定されている減価償却控除予備金は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって決められた大きさで、上級機関としての企業合同体の管理部に手渡された控除によって企業合同体の管理部がつくる。

本条において指示されたファンド資金および予備金は、該当する現行の法律に合った目的用途にそって利用される。

第34条 企業合同体の管理部が、個々の生産的 = 経済的機能を集中的に実行するに際しては、それらの活動にとって必要な資金および財産は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の該当する資金およびその他の財産からの支出によって配分される。また同じく、企業合同体の長官が、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の賛成を得て、企業合同体の長官によって定められた手続きと額で、企業合同体の管理部に定着せしめられた資金および財産からの支出によって配分される。

第35条 企業合同体の管理部は、次のことができる。

① 利潤、固定ファンドの更新のために予定されている減価償却控除（諸企業と諸組織の生産発展ファンドに向けられる控除を別として）および、現行法規にしたがって企業合同体を構成している諸企業と諸組織の財政計画にそって再分配される関係資金とその他の財産を配分する。

② 企業合同体を構成している諸企業と諸組織から過剰な（基準を超えた）流動資金を、これらの諸企業と諸組織の年次報告にしたがって、または、その生産計画の変更と関連して流動資金の基準指標が変わった際のそれら配分方法で徴収する。

③ 諸企業と諸組織とにおいて、あまった、また、利用されえない輸送手段・物資・燃料その他原料資源を、剰余が存在することにかんする情報を諸企業と諸組織に通報してからおそくとも1カ月以内に企業合同体の内部において（我国における現行の補給と販売の全連邦的な制度を考慮して）分配すること。

④ 省（官庁）の組織の内部において、上級機関が、取りこわされた、また

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

は余分になった、利用されなくなった設備・輸送手段およびその他の財産（基本建設のバランスに記載されている設備・輸送手段および補充のために受けとっている設備は除く）の再分配をおこなうことを拒否した場合には、その企業合同体を構成している諸企業と諸組織が、他の諸国有企業と諸組織にたいして、バランスからバランスへ無償でそれらの財産を譲り渡すことを許可すること。

第36条 企業合同体の管理部は、自己に定着せしめられた財産について、それ自身の約定書によって責任を負っている。

諸企業と諸組織にたいする企業合同体の管理部の債務および、企業合同体の管理部に対する諸企業と諸組織の債務は、法律もしくは契約によってあらかじめ定められている場合にのみ生ずる。

企業合同体の管理部、企業合同体を構成している諸企業と諸組織は、現行法規によって返済の督促をすることができる者にたいして約定書について財産上の責任を負う。

第4章 企業合同体の権利と義務

第37条 企業合同体の生産的 = 経済的活動の指導と実行とについての企業合同体の管理部に属する諸権利は企業合同体の長官によって執行される。その次長その他の役員の責務の定められた分割は、企業合同体の長官によって執行される。しかし、本総規程および他の基準的規定によってあらかじめ定められている場合には、当該労働組合の機関の賛成もしくは参加を得て諸権利は執行される。

第38条 企業合同体の管理部は、その権限の範囲内で、企業合同体を構成している諸企業と諸組織に補足的な諸権利を付与することができる。

計画作成の領域における権利と義務

第39条 企業合同体は当該種類の製品の国民経済の需要と住民の需要とを研

究し、科学技術の今後の進展の見通しにもとづいて需要の構造を明らかにし、その部門（下位部門）の技術的＝経済的発展の長期予測を作成したり、もしくはその作成に参加する。

第40条 上級機関の課題にもとづいて、一方では、すでに明らかにされている国民経済と住民の当該種類の製品の需要を考慮して、また他方では、部門（下位部門）の発展の展望を考慮して、企業合同体の管理部は以下のことをおこなう。

① 企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおいて、計画のすべての部分の相互的結びつきを確保しながら展望計画と年次計画の立案・編成についての作業を組織する。

② 諸企業と諸組織およびその企業合同体全体について作成された計画案を審議し、上級機関にその企業合同体についての計画案を提出する（適当な場合には地域の見地から）。

第41条 諸企業と諸組織のために制定された指標体系の範囲内での5カ年計画と年次計画との課題は、企業合同体の管理部とのあらかじめの審査の後で、その企業合同体全体として上級機関によって承認される。

企業合同体にたいして承認される計画課題は内部予備の完全な利用を予定していなければならないし、また同じく、課題を遂行するのに必要な資材＝機械および財政資金ならびに貸金ファンドが相互に結びつけられ、確保されなければならない。

第42条 企業合同体の管理部は承認された計画課題にもとづき、また同じく、締結された経済契約を考慮して、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とに制定された指標体系の範囲内における5カ年計画および年次計画を承認し、同じく、その企業合同体全体としての5カ年計画および年次計画を作成して、承認する。

第43条 その企業合同体全体として承認された計画課題は、当該製品を分配する機関の賛成を得て、ソ連邦閣僚会議によって定められた手続きで、定めら

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

れた期間内に、それらの変更についての予備的な審査の後に例外的な場合にのみ変更されうる。

上級機関が計画課題を変更する際には、同時に、国庫との相互関係も含む（上級機関と国庫との相互関係の変更を別として）、相互に関連する計画指標の相応じた変更が提示されなければならない。

第44条 企業合同体を構成している諸企業と諸組織の計画課題の変更は、ソ連邦政府によって定められた手続きによって、定められた期間内に、そして必要な場合には、その企業合同体として国庫との関連を変更することなしに、他の相互に関連する諸指標を正確にしたうえで企業合同体の管理部によって提案されなければならない。

企業によって確認された製品の生産についての計画課題について、またそれらの課題にもちこまれた変更について、企業合同体の管理部は該当する製品の納入契約にたいして発注指令を出すところの調達＝販売機関と協議する。

これらの変更の結果として、諸企業に財産上の損害が生ずる場合には、それらの損害を補填する源泉と補填額についての問題は、企業合同体の管理部によって決定される。

第45条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の発展と配置についての提案を作成し、上級機関の検討に付するためにそれらの提案を提出する。

第46条 企業合同体の管理部は、以下の各事項をおこなう。

① 現行の法規にしたがって、技術的＝経済的指数、原料・燃料・資材の支出の基準と貯蔵量の基準および、生産と開発に必要な燃料と電力とのエネルギーの基準を作成する。

② 上級機関がその権限内において品目別に制定した指数および基準を承認する。

③ 企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって承認された指数および基準（諸企業と諸組織によって、現行法規にしたがって承認される指数と基

準は除いて)の一覧表を制定する。

④ 承認された指数と基準の採用を保証する。

第47条 企業合同体においては、企業合同体を構成している諸企業と諸組織のための指数と基準が集中的に作成されることがありうる。

第48条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織にたいしてその企業合同体全体として承認された、工業製品の生産(販売)量についての計画課題、現物表現における個々の種類の製品の生産についての(計画を超過して供給することが禁止されている製品は除く)計画課題、利潤についての計画課題、同様に、他の諸指標のそれぞれの計画課題とくらべて高められた計画課題を定めることができる。計画諸課題を高める程度は、上級機関にたいして制定された限度内において、上級機関において決定される。

高められた計画課題の制定は、生産諸力の利用の改善についての、製品の原価の低減についての、資材の節約についての追加的な諸措置の導入をともなわなければならない。

製品の品目ごとの高められた計画課題が、その合同体全体の計画で定められたその種類の製品の全体量と比較して増大している時には、そのことについて該当の省(官庁)に通告される。次いで省は、その組織体の全体として、計画課題が高められたことについての資料をその製品を管轄している機関に通知する。

科学 = 技術の進歩の領域における権利と義務

第49条 企業合同体は、科学 = 研究の、企画の、設計のまた工学上の作業のために、また、標準化と規格統一の作業のために、これらの予測の技術的 = 経済的指標を利用して、部門(下位部門)のもっとも重要な問題についての科学 = 技術上の予測を作成し、またはその作成に参加する。

企業合同体の管理部は、現行の手続きにしたがって、科学 = 研究作業とその企業合同体全体としての科学と技術の成果の利用の将来計画と年次計画とを作

成する。

第50条 企業合同体は、生産の技術的水準と出荷される製品の技術的水準とを全面的に高める目的で、独自の力で、また他の企業合同体、科学 = 研究の諸組織と協調する方式で実験 = 設計研究と工学上の研究をおこない、生産を習得することにかんする作業、新しい種類の製品・資材と機械化と自動化の手段の生産についての作業、技術と工学的過程をより一層改善することにかんする労働の科学的組織化の導入についての作業をおこない、科学的研究をおこなうことからその獲得した成果を生産に利用するまでの科学的 = 技術的課題の総合的な解決を保証する、同様に、管理の自動化体系の創設と現代の経済 = 数学的方法と計算技術を計画作成と管理に導入することを保証する。

企業合同体は、新しい技術、発明、新しい資材、機械化と自動化についての新しい工学上および労働の科学的組織化の導入についての作業の技術的 = 経済的な基礎を保証する。

企業合同体の管理部は発注者およびソ連邦 Gosstap ないしはソ連邦商業省の合意を得て、旧式の生産を止めることにかんする諸問題を解決する。

第51条 企業合同体の管理部は、その企業合同体を構成しているのではない諸企業および諸組織とのあいだに、科学的研究、設計、新製品の生産と納入、機械装置の設置とそれら製品の利用とに関連した必要な援助の供与を含むところの科学 = 技術上の進歩にかんする作業を総合的に実施するための契約を結ぶ。

第52条 企業合同体の管理部は、生産の技術的水準と製造された製品の技術的水準を組織的に分析する。そして、国内および国外の科学と技術の達成を研究し、企業合同体の活動の専門的知識にかんする特許資料と規格とを研究し、科学的 = 技術的通報の発展を保証し、同じく、供給される製品の使用の経験を総合し、その技術的 = 経済的指標の改善措置をとる。

第53条 企業合同体は、生産された製品の質を体系的に評価し、製品の質についての証明書発行の準備をする。

第54条 企業合同体の管理部は、発注者との意見の一致のもとに、現行の規定にあわせて、科学＝研究作業、実験＝設計研究・工学研究および試作品の実験計画にたいする技術的課題を承認し、それらの試作品の見本の各省間での実験の実施を保証する。

第55条 企業合同体の管理部は、企業合同体に割りあてられた品目にかんする製品の国家規格の立案の作成を保証し、定められた手続きで、その承認を上申する。また、国家規格を受け入れること、それを守ること、製品の測定と実験の現代的な手段と方法とを受け入れることを保証し、また同じようにして、測定と実験の手段の状態を統制することを保証する。

企業合同体の管理部は、定められた手続きで、上級機関によって承認された品目別に、個々の製品の標準と技術の報告書を承認する。

第56条 企業合同体の管理部は、その企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって生産された製品を均質化するための諸措置を実行し、同時に、それらの諸企業と諸組織とによって使用される原料・資材その他の資源を均質化するための諸措置を実行する。

第57条 企業合同体は、発明と合理化の作業の発展を保証し、将来および現在の主要な問題となっている諸計画を作成し、発明と合理化の諸提案の導入期限を厳守することを統制し、経験の交換を組織し、当該労働組合の機関、発明家と合理化推進者の全連邦協議会の組織と協力して、発明と合理化の競争・コンクール・展示を組織する。

第58条 企業合同体の管理部は、発明の段階で遂行された技術的解決を発表する作業を組織し、現行の当該法規にあわせて、その企業合同体を構成している諸企業と諸組織とによる、ソ連邦における発明者たることの証明書の交付申請を保証する。

第59条 企業合同体においては、科学的研究、設計上、工学上の研究、技術的情報についての作業、先進的経験の総合および技術上の進歩を保証する他の作業が、全面的に、または部分的に集中化されることがありうる。

第60条 企業合同体の管理部は、科学研究組織の、設計 = 建設の組織の、技術的な組織の作業の効率を高める諸措置を実行し、必要な製作実験施設をつくる措置を受け入れ、また承認された計画にあわせて（与えられた権限の範囲内で）諸外国との科学 = 技術協力の作業を保証する。

基本建設の領域における権利と義務

第61条 企業合同体は、基本建設をおこない、以下のことを保証する。すなわち、基本投資のより一層効果的な利用、進歩的生産の優先的発展、基本投資をまず第一に稼働中の企業の技術的再装備に振りむけること、部門内部の均衡の改善、始動している建設現場に資材を集中すること、未完成の建設を減少させること。

基本建設は、通常、請負方式で実行される。

第62条 企業合同体の管理部は、企画 = 予算書、集権的投資によって実行される場所の生産上の使命をもつ建設工事の予算表（その承認権が現行法規にしたがって企業に与えられている大建設工事の予算表を除いて）、そして、将来の年次の企画 = 踏査活動の建設予算表を、ソ連邦の省（官庁）もしくは加盟共和国の閣僚会議によって定められた手続きによって、企画 = 予算書と建設工事予算表の承認にかんするその権限の範囲内で承認する。

企画 = 予算書と生産発展ファンドによって実現される場所の稼働中の生産上の使命をもつ施設の拡大（改築）にむけての大工事建設予算表は、拡大（改築）の予算上の額とはかかわりなく、企業合同体の管理部によって承認され、また再承認される。

生産発展の集中ファンドによって実現される場所の生産上の使命をもつ施設の新たな建設についての予算書と大工事建設予算表とは、ソ連邦の省（官庁）ないしは加盟共和国の閣僚会議の制定した手続きで承認される。

第63条 企業合同体は住宅の建築、公共経済と文化 = 生活上の目的をもった施設、中等専門教育施設、職業 = 技術学校の施設の建設と拡大とを他の企業合

団体、諸企業および諸組織と協力して（分担方式で）、それらの諸目的に相応した計画にそって企業合同体に対して予定された基本投資によっておこなうことができる。

第64条 企業合同体の管理部は、分担方式で、水道供給、下水管、ガス＝燃料供給、通信、引込線の施設その他の共同利用の施設を建設・拡大・改築する場合に、生産上の使命をもつ施設の建設に対する総支出予算（総括的予算＝財務勘定）において、また基本投資計画において、前記の目的にあてられる資金を、企業合同体を構成している諸企業と諸組織が引き渡すことを許可する。

第65条 企業合同体の管理部は、建設の期間を短縮し、建築の質を向上させ、建築費を低下させる諸手段をとる。また同じく、定められた建設耐用年数の基準を守り、生産諸力と固定フォンドの運転開始の期間を守ることを保証する。

第66条 企業合同体の管理部は、必要な場合には、きめられた手続きを守って、計画を遂行していない建設現場と施設の融資計画を縮小することによってその企業合同体全体としての年間の投資量を減らすことなく、生産施設の、施設と固定フォンドの稼働開始の課題を低下させることもなく、計画を超過遂行している建設現場と施設の基本投資の財務計画を拡大することができる。

第67条 企業合同体の管理部は、建設中の企業の監督部の維持費の額を、その支出を定められた制限のなかで、建設の年度ごとに区分することができる。

第68条 企業合同体の管理部は、上級機関の権限の範囲内で、上級機関によって決定された手続きで、建設の完了した諸企業の建築現場、建物および諸装備の使用を受け入れることについての国家受領委員会を任命し、それらが使用されはじめてからあとで、諸企業の建設および諸設備と諸装備の建設にむけられた総予算（総括的見積り＝融資計算）を明示する。

第69条 企業合同体の管理部は、その習得期間の基準によって予定されている期間内に新たに稼働せしめられた生産諸力を習得することを保証する。

第70条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

が標準価格で（見積りなしで）10,000 ルーブルまでの施設の大修理費の融資をおこなうことを許可することができる。

第71条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織が、住宅の整備（ガスの引き込みも含めて）にかんする作業、公共経済および文化＝生活上の目的をもった施設、保健・教育・通信の施設の改築と拡張の作業を、これらの施設の大修理をあてることが予定されている資金によって実施することを許可することができる。

第72条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織が、上級機関が、その権限内で定められた限度内で、以下の費用をバランスから支出することを許可することができる。すなわち、中止された建設についての諸費用、実施されなかった建設にかんする設計＝踏査作業の費用、地理的な科学研究の費用、実験＝設計上の作業の費用。

第73条 企業合同体においては、企業合同体を構成している諸企業と諸組織のために実施される基本建設にかんしての発注の諸機能が集中的に遂行される。

資材・機械の補給と販売の領域における権利と義務

第74条 企業合同体の管理部は、我国における現行の補給と販売の機関の全国的な組織を考慮して、生産的＝経済的総合体の資材・機械補給を組織し、保証する。

第75条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の間に企業合同体に割り当てられた資材にたいする諸ファンドを分配し、また同じく、必要な場合には、生産諸計画と基本建設の投資計画の遂行および超過遂行を考慮して、これらの諸ファンドを再分配する。

企業合同体の管理部は、企業合同体に割り当てられた諸ファンドを分配する際に、原料・燃料・設備その他の資源についての予備を形成することができる。予備の大きさは、上級機関にたいして定められた予備の範囲内で、上級機

関によって決定される。

企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織に配分された諸フォンドの現物化を監督し、生産物の納入契約を守ることを監督し、資材の正しい保管と資材の効率的利用について責任を負い、計画課題の遂行と、量・品目（アソートメント）・質・納入期限についての、またその他の指標についての約定を遂行することを保証する。

第76条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおいて、機械設備の設置と稼働を同時におこなう処置と財貨が基準を超えて滞留していることを許さない処置をとり、定められた手続きで、同じく企業合同体に存在する余分な物資と利用されていない資材を販売する処置をとる。

第77条 企業合同体の管理部は、その企業合同体全体として、またはその企業合同体を構成している諸企業と諸組織とが、製品を生産し、または作業を遂行するのに必要な諸フォンドと諸資材とを、その企業合同体を構成しているのではない諸企業と諸組織に譲り渡す権利をもっている。

第78条 企業合同体の管理部は、ソ連邦ゴススナープによって分配された工業屑を別として、企業合同体を構成している諸企業と諸組織における生産に利用すべき工業屑の品目と技術的特徴を、定められた手続きで確認し、現行の法規によって予め定められている場合には、工業屑をまず第一にはその省（官庁）の組織内の企業合同体・諸企業・諸組織に販売することを決定し、それが不可能な場合には、それを他の諸企業と諸組織とに販売する。

第79条 企業合同体の管理部は（我国における現行の全国的な補給と販売のシステムを考慮して）、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって生産される製品の販売を組織し、より一層合理的な経済的結びつきを打ちたてる方策をとり、企業合同体によって生産された製品の広告についての措置をとり、内容見本・カタログを発行し、製品の使用効率上昇にかんする紹介をおこない、製品の販売の組織化と関連したその他の諸措置を実施する。

企業合同体においては、ソ連邦ゴススナープと、また、それが適当である場

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

合には、加盟共和国の資材・機械補給機関との意見の一致にもとづいて、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の資材・機械補給についての作業、それら企業と組織によって生産された製品の販売についての作業の、完全な、または部分的な集中化が実行されうる。

第80条 企業合同体の管理部は、それに課せられた諸機能を遂行するために、他の企業合同体の管理部・諸企業・ホズラスチョータ的に運営されている諸販売機関および諸卸売商業機関と、以下のことについて、通常は長期の協約を結ぶ。

専門化、協業化、経済的結びつきの組織化、協調的な経済諸方策の実行、製品にたいする注文と申請を提示する手続きと期限、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって生産されるべき製品の量と品目グループ。

経済的結びつきを組織化する手続きと、計画的に分配される製品にたいする注文と申請とを提示する手続きは、現行の法規にしたがって協定で制定される。かかる協定の条件の違反の結果は、財産上の責任も含めて、現行の法規と両者の協定とによって決められる。

要員、労働および賃金の領域における権利と義務

第81条 企業合同体の管理部は、企業合同体の要員になっている諸企業と諸組織の指導要員を選択し、配置する、また同じく、企業合同体の管理部は、指導的地位に選抜する目的で諸企業と諸組織における要員の予備をつくり、準備する措置を作成・実施し、企業合同体を構成している諸企業と諸組織が、将来および現在において必要としているところの高等および中等の専門教育を受けた専門家ならびに、熟練した労働者の数を決定し、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおける作業のための熟練した労働者の養成を組織する。

第82条 企業合同体の管理部は、企業合同体の企業に基礎をおいて組織される専門＝技術学校の教育的・物質的基礎を強化する措置をとり、同時に諸企業と諸組織が普通教育の学校卒業者、専門＝技術学校終了者を採用する準備をお

こなうことを保証し、また同じく、作業のために必要な条件をつくることをそれら企業・組織に保証する。

第83条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおいて、労働生産性を上昇させることについての、労働と生産の科学的組織化を導入することについての、管理の形態・方法・構造を一層改善することについての措置を作成・実施し、労働・生産高（時間）・定員およびサービスの各基準の再検討についての、労働者の地位を組織化する標準案を導入することについての作業を保証し、安全の技術についての、労働条件を改善し、健康なものにすることについての措置を実行する。

企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織において、現行の労働支払条件と報奨条件を正しく適用することを保証し、労働生産性の上昇と平均賃金の上昇との間の正しい相互関係を保証し、同様にして、企業合同体を構成している諸企業と諸組織における賃金支払ファンド、物質的報奨とその他の諸報奨ファンドの支出を監督する。

企業合同体の管理部においては、賃金支払ファンドについての予備が形成されうる。予備の額は、上級機関にたいして定められた予備の範囲内で、上級機関によって決められる。

第84条 企業合同体の管理部は、例外として、次の権限を企業合同体を構成している諸企業と諸組織に与えることができる。

その超過支払額が、4半期別の企業（組織）の賃金ファンドの2パーセントを超えてない場合には、また、企業もしくは組織にたいして、補填されていない賃金ファンドの超過支払が計算されていない時には、その企業合同体にみとめられた4半期別の賃金ファンドによって、その範囲内で、経過した4半期における賃金ファンドの許された超過支払分（基本的活動と基本建設にかんする）を補填すること。

企業合同体の管理部は、当年度の賃金ファンドにかんしては、予備によって、その超過分を補填する許可を与えることができる。

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

第85条 企業合同体の管理部は、社会主義国有生産企業についての規程が適用されるところのその企業合同体を構成している諸企業と諸組織が、同じく、科学＝技術研究・建設・工学的設計・踏査の各組織ならびに計算センターが、働き手の個々のカテゴリー（現行法規によって定められている）を決めるために、諸企業・諸組織・センターの計画賃金フォンドのうちから、ソ連邦政府の決定によって定められた一部分を、その俸給の30パーセントを限度として賃金の付加に利用することを許可することができる。

第86条 企業合同体の管理部は、場合によっては、特に重要な、責任のある仕事に従事している高度の熟練労働者には固定俸給のかわりに、1月200ルーブルを限度として、企業の定められた賃金フォンドの範囲内で（しかし、30パーセントの付加金を考慮して、組長の給与より多くはなく）、そのフォンドの0.2パーセント以下の額をその目的に支出して、俸給額を定めることを企業合同体を構成している諸企業と諸組織に許可することができる。

第87条 企業合同体の管理部は、場合によっては、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の熟練労働者および技術的＝工学的働き手にたいし、彼らがその企業合同体の新たに操業に入る企業の職場に就業するに際して、もしも新しい働き場所での賃金が、以前働いていた職場で受けとり得た賃金よりも低い場合には、生産を習得するまでは、6カ月を超えない期間内は平均賃金を維持することができるし、同様にして特別な仕事を遂行するために、企業合同体内の他の諸企業もしくは諸組織に、定められた手続きで、一時的に派遣されたところの個々の企業と組織の働き手の現行労働条件を、6カ月を超えない期間内は維持することができる。

第88条 企業合同体の管理部は、労働組合の機関との意見の一致のもとに、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の指導的働き手の報奨の指標と条件を定め、そして上述の働き手にたいしては、報奨と報酬の支払についての現行の法規にしたがって1年間の成果にたいする作業の全体的な結果にたいして報奨・報酬金を支払うことを許可する。

第89条 企業合同体の管理部は、

① 新しい技術（その中には労働の科学的組織化も含む）を導入したことによる1年間の経済的効果の計算を承認し、企業合同体を構成している諸企業と諸組織においてその目的のために形成される集中ファンドによって、新技術の創出および導入にたいして一時的に支払われる報奨の額を制定する。

② 新しい技術の創造および導入にたいして報奨を与え、またこのような報奨が、法規にしたがって独自に企業と組織とによって与えられている場合を除いて、企業合同体を構成している諸企業と諸組織にたいし、報奨を支払うことの許可を与える。

第90条 企業合同体の管理部は、現行の法規で定められた手続きで、発明と合理化にたいして報酬を支払う。発明の導入と合理化の提案の結合にたいして報奨金を支払う。

第91条 企業合同体の長官は、企業合同体の管理部の働き手ならびに企業合同体を構成している諸企業と諸組織の働き手が、州・地区および共和国の範囲外に出張（現行法規にしたがってこれらの諸企業と諸組織の指導者によって出張の許可が与えられる場合を除いて）することを許可することができる。この場合には、働き手のモスクワ市への出張の現行の手続きが守られる。

第92条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織に、その企業合同体全体についての管理部の機関の維持のために上級機関によって定められた支出額の範囲内で、管理部の機関の維持のための支出額の限度を承認する。

第93条 企業合同体を構成し、現行の社会主義国有生産企業についての規程が適用されない諸企業と諸組織について企業合同体の管理部は、

① 企業合同体にたいして定められた賃金ファンドと企業合同体の管理部の機関の維持のための支出限度額の範囲内で、標準的な構成と定員にあわせて、職務俸給表を守り、俸給表の平均等級で計算された、該当する諸企業と諸組織の賃金ファンドの範囲内で、諸企業と諸組織の構成と定員を承認する。

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

ソ連政府の決定によってかかる記録をしなくてよい諸企業と諸組織を除いて、管理部の維持の予算と諸企業と諸組織の定員割当表は、当該財政機関においては事後的に記録される。

② 俸給表の規定を守り、俸給表の平均等級で計算された、その企業（組織）の賃金フォンドの範囲内で、諸企業と諸組織の個々の働き手の俸給を制定し、また変更する。

③ 該当する労働職種が欠けている場合には、諸企業と諸組織にたいして、労働者の個々のリストを定めることを許可する。定められた基準によって決められている労働者の数とくらべて、その職種の労働者の数を削減した場合に得られる賃金フォンドの節約部分（計画遂行の率で再計算された）を利用することによって、代りをつとめさせられた労働者の賃金率ないしは俸給額の30パーセントまでの限度内で、職種給と追加支払とを結合することが、諸企業と諸組織に許されている。

第94条 部門および部門間の類似の基準と指数がない場合には、企業合同体の管理部は、労働組合の機関との意見の一致の上で、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおいて、定められた手続きで適用するための単一の出来高（時間）基準、人員指数、サービスの基準を承認することができる。

第95条 企業合同体の管理部は、労働組合、その他の社会的諸組織と協力して、労働者を生産の管理に、社会主義競争の発展に、共産主義的労働運動に広汎に引き寄せることについての、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の集団員の社会的集団生活の発展計画の実行についての、集団的な契約の締結についての、その契約において負っている約定の遂行過程にたいする監督についての作業を組織する。

第96条 企業合同体においては、労働の科学的組織化についての作業と、労働と賃金の領域における他の作業とが集中的に遂行されうる。

財政・信用・計算および報告の領域における権利と義務

第97条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織とにおいて財政的活動を組織し、ホズラスチョートの強化と収益性の向上についての措置を実施し、すべての流動資金の、目的に合った、効率的な利用とその回転の強化を保証し、国庫・銀行・納入者との適時の決済を実施することを保証し、賃金の支払について労働者・勤務員と適時の決済を同様にして実施する。

第98条⁴ 利潤からの支払について国庫との決済は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によっておこなわれる。あるいは、該当する省(官庁)の承認を得て、ソ連邦財務省によってきめられた方法で、その企業合同体全体としての経済活動の成果について、企業合同体の管理部によって集中的に決済される。

第99条 企業合同体においては、製品の納入者と購買者との決済と、同じく作業の遂行とサービスの供与とに対する決済とを含むところの企業合同体を構成している諸企業と諸組織の財務事務が集中的に実行される。

第100条 企業合同体の管理部は、定められた手続きで、銀行機関に決済口座その他の口座を開き、そして当該事務について契約を締結する。

第101条 企業合同体の管理部は、ソ連邦ゴスバンクならびにソ連邦ゴストロイバンクの機関にたいして、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の口座から、以下の諸資金を正確に引き落とす権限を与える。

企業合同体の管理部の計算に移すべき資金。財政計画にしたがって、再配分の手続きで使用停止が予定されている資金。年次計算報告書における独自の流動資金の剰余ないしは生産計画の変更の際に生ずる独自の流動資金の剰余。諸企業と諸組織によって集中ファンド、返済のための予備金、および定められた期日に返済されない場合の予備金とから受けとられる資金。

第102条 企業合同体の管理部は、次のことをおこなう。

① 企業合同体の管理部の責任で、また企業合同体を構成している諸企業と諸組織の責任で、次期以後の収益性の上昇を確保するための組織的 = 技術的措

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

置を導入したことによって生じた、その企業合同体全体としての独自の流動資金の不足を補填する。そして、必要な場合には、当該企業合同体の管理部ないしは諸企業と諸組織の経済的刺激ファンドへの利潤からの控除を一時的に（2年間に限って）30パーセントを限度として削減することによって補填する。

② 財政機関および銀行機関の代表者の参加のもとに、特別の融資に切り替えられた、企業合同体を構成する諸企業と諸組織の活動を審査し、審査の結果それらの経済的 = 財政的活動の改善のためのさしせまった方策をとる。

第 103 条 企業合同体の管理部は、定められた手続きで、ソ連邦ゴスバンクならびにソ連邦ゴスストロイバンクの機関に、おなじく上級機関に、企業合同体に必要な融資の申込書を提出し、融資計画によって定められた融資総額からの予備金を自分で管理する。予備金の額は、その企業合同体が属する上級機関にたいして定められた予備金の範囲内で、上級機関によって決定される。

企業合同体の管理部は、企業合同体において集中的に遂行される諸措置にかんして銀行融資を利用することができ、融資の目的に適合した利用とその適時の返済について責任を負っている。

企業合同体の管理部は、ソ連邦ゴスバンクならびにソ連邦ストロイバンクの機関にたいして、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の信用状の約定について保証する。

第 104 条 企業合同体の管理部は、卸売価格と料金の案の作成を保証し、企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって生産される製品（作業・サービス・生産層）の個々の種類別の卸売価格と料金を、現行の法規の定める手続きで承認し、これらの諸企業と諸組織が国家の価格原則を守ることに責任を負っている。

第 105 条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成していて、社会主義国有生産企業についての規程が適用されない諸企業と諸組織にたいして、それらの諸企業・諸組織のバランスから以下の財産を抹消することを許可することができる。

その財産の修復が不可能であるか、もしくは経済的に不利であり、それらが売却不可能である場合の、陳腐化し、使い古し、それ以上利用に不相当である設備・輸送手段・備品および工具。同じく、施設を新たに建設したことにもなって、こわしてとりさられた、もしくはその現況が老朽化している建物と設備。

第 106 条 企業合同体の管理部長は、ソ連邦財務省ならびにソ連邦中央統計局の定めた手続きで、簿記上の計算および統計上の計算をおこない、報告書を作成し、その企業合同体全体のすべての種類の経済活動にかんする支出報告とバランスとを、定められた期間内に関係機関に報告し、企業合同体を構成している諸企業と諸組織による簿記上および統計上の計算・編成・適宜の提案を編成・監督し、承認された形式と指標による会計報告書を編成・監督し、その信憑性を保証し、簿記上および統計上の報告書を受けとり、第一次の報告書と第一次の計算をより一層改善するための、決済 = 計算作業の機械化ならびに計算の進歩的な方法を導入するための措置を実施する。

第 107 条 企業合同体の管理部長は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の簿記上の報告書とバランスを審査し、承認する。

第 108 条 企業合同体においては、決済 = 計算作業、簿記上・統計上の計算ならびに会計報告書の編成が集中的に実施されうる。

企業合同体においては、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の報告書類を保存するために企業合同体の文書課をつくることができる。

全連邦的な工業企業合同体の

対外経済活動の領域における権利と義務

第 109 条 全連邦工業企業合同体の管理部長は次のことをおこなう。

① 企業合同体の製造品目についての生産の専門化・協業化の領域においてセフの加盟諸国の諸組織と協力することについてソ連邦の関係省（官庁）に提案する。

全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程（白井）

② ソ連邦の関係省（官庁）の許可と、科学・技術にかんするソ連邦閣僚会議の国家委員会の同意を得た上で、外国の諸組織と科学＝技術上の関係を取り結ぶ、そして外国の諸組織と科学研究ならびに設計作業を実行することについての、学術研究と技術研究の成果の利用についての、および技術上の報告書と技術上の経験の交換についての諸協定を締結する。

③ 場合によっては、ソ連邦閣僚会議の許可を得て、ソ連邦の関係省（官庁）の提案について、セフの加盟諸国の国際的・経済的な諸組織に参加することにかんして交渉に入り、関係諸協定を締結する。

全連邦工業企業合同体の管理部は、諸外国の諸組織と締結した協定から生ずるところの自己に課せられた約定を遂行することを保証し、それらの約定の不履行もしくは、不適当な履行にたいして財産上の責任を負う。

第 110 条 全連邦工業企業合同体の管理部は、次のことをおこなう。

① ソ連邦の関係省（官庁）に以下の諸事項についての提案を用意し、提議する。

企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって生産される製品の輸出のための納入。企業合同体の個々の企業がその製品の販売を拡大すること、またそれらの目的のために専門化すること。国民経済の必要を確保するために企業合同体の品目のなかでの専門化された製品の輸入、同じくまた、企業合同体の生産活動にとって必要な商品の輸入。

② 企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって獲得された資金によって、外貨積立金の定められた手続きで、外国に商品の仕入を発注することについて検討し、外国貿易機関にそれら商品の輸入を全般的に委任し、それら商品の輸入に関連した決済を集中化された方式で実施する。

③ 企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって輸出向けにつくられる製品の広告のための準備資料を外国貿易機関のために用意する。

④ 外国貿易機関においてつくられるところの商品輸出の問題についての協議会の作業に参加する。

⑤ 外国で調達されうる次の各項目についての必要な科学 = 技術上の報告書を定められた手続きで作成することを保証する。

機械類・設備・器具、これらの予備部品の供給。外国で組織しうる技術的サービス施設・予備品のストック・修理専門の小工場・必要な設備をもつ教育センター。

さらに、外国の専門家たちが、機械・設備・計器の利用方法と技術的サービスおよび修理を学ぶためにソ連邦において組織されうる学校課程ならびに教育センターの活動を保証する。

第 111 条 全連邦工業企業合同体の管理部は、次の各項目に対して責任を負っている。

① 輸出むけの製品の生産計画の遂行と、全体的な納入請負人である外国貿易機関ならびに省（官庁）の注文 = 指令書に合わせて製品を供給すること。企業合同体の管理部もしくは、企業合同体を構成している諸企業と諸組織に交付される注文 = 指令書（専門化された製品についての注文 = 指令書は締結された外国貿易の約定書にもとづいて交付される）を遂行すること。輸出生産物の特許上の明瞭性を保証すること。

② 企業合同体の管理部が商品の注文者である場合には、企業合同体を構成している諸企業と諸組織のための商品の輸入を、現行法規にしたがって、外国貿易機関に適時に委任すること。

③ 企業合同体を構成している諸企業と諸組織によって実施される設計作業（特に、標準化されていない設備についての）を適時に質的に高度に遂行すること。外国で実施するために適当な設計報告書を用意すること。

④ 技術協力を供与し、機械・設備・計器の技術的サービスを組織するソビエトの専門家の全体的請負人である外国貿易諸機関ならびに省（官庁）の発注にもとづいて、外国へ適時に収集と出張をさせること。

第 112 条 全連邦工業企業合同体の管理部は、定められた手続きで、以下の各項を実施する。

① 外国における発明の特許と工業上の見本と商標の登録に関連する作業を遂行し、同じく企業合同体を構成している諸企業と諸組織がその作業を遂行することを監督する。

② ソ連邦の関係省（官庁）の許可のもとに、外国へ特許と技術上の報告書を与えることについての提案をする。与えられた特許使用許可の物件の質が不適格であることおよび特許上の明瞭性が欠けていることについては、外国貿易の諸機関にたいして財産上の責任を負う。同様に、特許協定にかんして企業合同体に負わされている義務の不履行についても財産上の責任を負う。

③ 外国の諸組織のもっている特許の購入についての申込を準備して、ソ連邦の関係省（官庁）にたいして提議する。

企業合同体の次長は、外国貿易機関と協力して、外国の諸組織・商社との間の特許の売買についての契約の締結に参加する。

第 113 条 全連邦工業企業合同体の管理部は、ソ連邦による諸外国への、工業その他の施設の建設と使用における技術協力の供与に際し、定められた手続きで、外国貿易諸機関ならびに全体的な納入請負人である省（官庁）の注文 = 指令書にもとづいて、企業合同体の品目にかんしては、製品の納入請負人の機能をはたす。

第 5 章 企業合同体の活動の統制・監査・検査

第 114 条 企業合同体の活動の監査と検査は、現行法規によって定められた手続きで、上級機関・その他の機関によっておこなわれる。

第 115 条 企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の生産的・財政的 = 経済的活動のすべての側面を体系的に統制する。

企業合同体の管理部は、企業合同体を構成している諸企業と諸組織の生産的・財政的 = 経済的な検査をおこない、その経済的活動の全面的な分析・資金と資材の保持・節約の制度を遵守することを保証する。

第6章 企業合同体の再編成と廃止

第116条 企業合同体の再編成（合併・吸収合併・分割および分離）と廃止は、当該企業合同体を設立する法律上の権限をもつ機関の決定によっておこなわれる。

第117条 企業合同体が合併する際には、企業合同体の管理部に定着せしめられた諸ファンド・諸予備・その他の財産は、合併の結果として生ずる新しい企業合同体の管理部へ移行する。

一つの企業合同体の他の企業合同体への吸収合併の際には、合併される管理部に定着せしめられていた諸ファンド・諸予備・その他の財産が、後者の管理部へ移行する。

第118条 企業合同体を分割する際には、再編成される企業合同体の管理部に定着せしめられていた諸ファンド・諸予備・その他の財産は、分割決定書（その関係する部分で）にしたがって、分割の結果として生ずる新しい企業合同体の管理部へ移行する。

一つの企業合同体が分離する際には、再編成される企業合同体の管理部に定着せしめられていた諸ファンド・諸予備・その他の財産は、分割決定書（その関係する部分で）にしたがって、分離した企業合同体の管理部へ移行する。

分割決定書は上級機関によって承認される。

第119条 企業合同体を構成している個々の企業と組織が他の企業合同体もしくは諸組織に移る際には、企業合同体の管理部に定着せしめられた諸ファンド・諸予備・その他の財産もまた同様にして分割決定書（その他の関係する部分で）にしたがって譲渡される。

分割決定書は関係上級機関によって承認される。

第120条 企業合同体が廃止される場合には、企業合同体に定着せしめられている諸ファンド・諸予備・その他の財産は、関係上級機関の指示にしたがって諸組織に譲渡される。

第 121 条 企業合同体の管理部は、ソ連邦（もしくは加盟共和国）の国家章の像とそれ自身の名称のある印判を所有している。

訳注

- (1) 「生産的=経済的総合体=производственно-хозяйственный комплекс」, ここで「-」は「=」で表わした。以下「=」と表わした部分は原文ではいずれも「-」である。ただしすでに熟語となっているもの、たとえば「資材・機械補給=материально-техническое снабжение」の場合には、「-」を「・」で表わした。
- (2) 「アソートメント=ассортмент」が「品目=номенклатура」よりも大きな（上位）の分類と考えられる。藤田整「社会主義国営生産企業規程」訳注の4・5、『経済学雑誌』第55巻第1号、参照。
- (3) 「社会的集団生活の発展=социальное развитие」は「社会的発展」と訳したのでは抽象的過ぎる。佐藤経明氏が指摘されているように、グループ活動も「社会的」中に含められていると考えられるので、「社会的集団生活の」と訳した。佐藤経明「書評、ベ・ヴェ・グリゴリエフ著、三代川正次訳『ソヴィエト工業企業管理』『横浜市立大学論叢』第24巻、社会系列第1号、100ページ。
- (4) 「下位部門=подотрасль」, 現在のところ工業生産企業合同体は、「部門=отрасль」ごとに形成されることになっているので、工業「部門」内にはいくつかの「製品部門」が含まれることになっている。したがって、「下位部門」と訳したのは、本規程が完全に実施されるまでのグラフク別を「部門」別と考えたからである。

原文資料 Общее положение о всесоюзном и республиканском промышленных объединениях, «Экономическая Газета» № 14, 1973.

訳者あとがき

ここに訳出した「全連邦および加盟共和国の工業企業合同体についての総規程」の内容の特色と現在のソ連工業管理制度における位置づけについては、本誌前号の拙稿（「工業の部門別管理についての一考察」）において述べた。計画管理制度それ自身は生産・経済の進展とともに当然に変化するものであるし、「企業合同体」の機能についてのエコノミストの討議も継続しておこなわれて

いる。訳者はこれからも、その討議を考察していくことになる。その結果として、訳語・訳文の訂正をおこなうことになると思う。現在の段階における計画・管理制度の理解の上にならざる「試訳」であることを特に付記しておく。